

岩手県選挙管理委員会告示第 102 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県選挙管理委員会  
委員長 野 村 弘

| 種 別   | 施設の名称                      | 所在地                   | 指定年月日             |
|-------|----------------------------|-----------------------|-------------------|
| 老人ホーム | 社会福祉法人清智会特別養護老人ホーム<br>さくら爽 | 北上市さくら通り三丁目 7 番 7 号   | 平成 18 年 10 月 16 日 |
|       | 社会福祉法人愛恵会養護老人ホーム五葉<br>寮    | 釜石市鶴住居町第 13 地割 1 番地 4 | ”                 |